

議案第104号	三田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">地域主権一括法関連</div>							
道路河川課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで省令で定められていた道路の移動円滑化の基準について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。							
【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）第162条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）								
【制定内容】								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法律（条文）</th> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">参酌すべき政省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項及び第2項（道路管理者の基準適合義務等）</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>第10条 <u>道路管理者は、</u>特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例</u>（国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）<u>に適合させなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、<u>主務省令で定める基準を参照して定める</u>ものとする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">省令基準どおり</div> </td> </tr> </tbody> </table>	法律（条文）	内容	参酌すべき政省令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項及び第2項（道路管理者の基準適合義務等）	<p>第10条 <u>道路管理者は、</u>特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例</u>（国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）<u>に適合させなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、<u>主務省令で定める基準を参照して定める</u>ものとする。</p>	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">省令基準どおり</div>		
法律（条文）	内容	参酌すべき政省令						
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項及び第2項（道路管理者の基準適合義務等）	<p>第10条 <u>道路管理者は、</u>特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例</u>（国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）<u>に適合させなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、<u>主務省令で定める基準を参照して定める</u>ものとする。</p>	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">省令基準どおり</div>						
<p>● 条例の内容</p> <p>※この条例は、高齢者、障害者等（高齢者又は障害者等で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者）の移動等の円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること）のために必要な道路の新設又は改築を行う場合における当該道路の構造に関する基準を定めるもの</p> <p>● 項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩道等（・歩道の有効幅員・歩道の舗装の構造・歩道の勾配・歩道の車道に対する高さ等） 2 立体横断施設（ex. 歩道橋）（立体横断施設に設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター通路、階段の構造上の基準） 3 乗合自動車停留所（・乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ・乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設ける） 4 自動車駐車場（・自動車駐車場に設ける障害者用駐車（停車）施設における出入口、通路、エレベーター、便所等の構造上の基準） 5 移動円滑化のために必要なその他の施設等（案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設の構造上の基準） 								
【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）								